



日本共産党市議会議員  
松村ヤス子の  
おはようニュース

2014年1月

# 「多様化」いうが 格差拡大

## 子ども子育て新制度

2015年4月から子ども子育て新制度の実施に向け、政府の子ども子育て会議が議論を進めています。

新制度では、対象となる施設が増え、施設型保育と地域型保育の二つに分類されます。施設によって基準も別々に作られるため、格差が生まれてしまいます。

施設保育となるのは、保育所、幼稚園と新たに導入する「認定こども園」です。保育所以外は利用者と施設が直接契約します。

## 保育所増設抑制狙う

認定こども園について、政府は幼稚園と保育所の両方の機能を担うものとして押し出しています。しかし、保育所も「養護及び教育を一体的に行う」（保

育所保育指針総則）と定められ、幼児期の保育と教育は一体的なものとして扱われています。認定こども園だけ押し出す必要はありません。

市町村による保育の実施責任が書かれた児童福祉法24条1項で規定されているのは保育所だけで、それ以外の施設や地域型保育においては、市町村は直接的な責任を負いません。認定こども園を推進するこ

とによって、結局、新規保育所の増設を抑制することが狙いです。

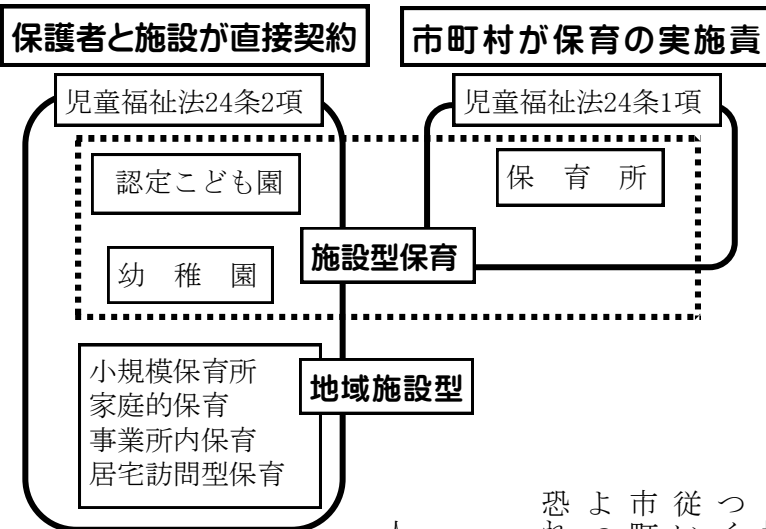
地域型保育は、これまで公費補助の対象外であった事業や施設を給付枠に入れたもので、▽0～2歳を対象とした「小規模保育」（6～19人）、▽個人の家で3人程度の子どもの保育を行う「家庭的保育」、▽保育者が個人宅に向いて保育する「在宅訪問型保育」（ベビシッター）、▽企業による「事業所内保育」が含まれます。

地域型保育の基準は市町村がつくります。人員は国の基準に従いますが、それ以外の面積は市町村が決めるため、市町村によって、低い基準が認定される恐れがあります。

## 無資格者でも

人員基準についても、保育所分園型（A型）、保育ママグループ型（C型）、その中

間（B型）に大別されます。B型の職員配置は半数が保育士資格を持っていればよいとしています。家庭的保育についても、市町村研修を修了したものであ



## 党議員団の市への要望

れば、保育士資格の有無は関係ありません。特に、死亡事故が多い、0～2歳児を対象とする小規模保育の認可基準に対して、遺族団体などから、批判の声が上がっており、全国保育団体連絡会は、「保育士資格の規制緩和は、子どもの命に係わる大問題で認めることはできない」と反対しています。施設を「多様化」して、増やしても、基準を引き下げ、格差を拡大するのでは、安心・安全な保育を求める願いには答えられません。

- ① 現行の保育基準（面積基準・職員配置基準等）の改善を国に求めること。
- ② 小規模保育の面積基準については、自治体の参酌基準にするのではなく、必要十分な面積基準を定めるよう求めること。小規模保育にあたるものは全員保育士資格所有者にするよう国に求めること。
- ③ 親の就労状況により、保育環境が異なるのを防ぐために、短時間保育は最低8時間に定めるよう国に求めること。
- ④ 株式会社が運営する場合であっても、保育の補助金を株主配当や他事業への流用を認めないよう国に求めること。